

諮問日：令和4年10月5日（令和4年度（個）諮問第5号）

答申日：令和5年2月27日（令和4年度（個）答申第10号）

件名：青森地方裁判所に対し、これまで送付されたすべての請求及び督促状における明細に記録された保有個人情報の不開示判断（不特定）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

これまで送付されたすべての請求及び督促状における明細に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、青森地方裁判所長が、開示を求める保有個人情報を特定することができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、青森地方裁判所長が令和4年7月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所が苦情申出人に対して請求書、督促状を送付するに当たり、その明細を示すのは当然の行為であり、苦情申出人に対して出した請求及び督促状における明細を見つけられないとはいかがな理由なのだろうか。明細が出ないのであれば、請求の正当性はどこにあるのでしょうか。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において、開示申出書に記載された申出内容では、開示を求める保有個人情報を特定することができないことから、苦情申出人に対し、特定年月日付け「保有個人情報開示申出書の補正について」（以下「本件補正依頼」という。）と題する文書を送付し、開示を求める保有個人情報を特定することを

求め、特定月日付け「青森地方裁判所 特定の所長 御中」で始まる文書（以下「本件提出書面」という。）の提出を受けたが、当該文書の記載内容によっても苦情申出人が開示を求める保有個人情報を特定することができなかった。

- 2 苦情申出人は、裁判所が苦情申出人に対して請求書、督促状を送付するに当たり、その明細を示すのは当然の行為であり、苦情申出人に対して出した請求及び督促状における明細を見つけられないとはいかがな理由なのだろうか等と主張する。しかし、申出内容における「請求」につき、裁判所のどの部署から送付されたものであるかや送付の時期などについて言及がなく、また、それがどのようなものを指しているのか不明であるため、開示を求める保有個人情報を特定するには至らなかったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年1月20日 審議
- ④ 同年2月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出書に記載された申出内容では、開示を求める保有個人情報を特定することができないことから、苦情申出人に対し、本件補正依頼により、開示を求める保有個人情報を特定することを求めたが、苦情申出人から提出された本件提出書面の記載内容によっても苦情申出人が開示を求める保有個人情報を特定することができなかったとのことである。本件開示申出書の記載内容及び本件補正依頼の記載内容によれば、苦情申出人による別件の保有個人情報開示申出においては、本件と同じ文言である「請求及び督促状における明細」について送付者の特定などがされ、補正が行われていたこと、原判断庁は、これらの事実を照らし、本

件開示申出書の申出内容では開示を求める保有個人情報の特定に欠ける旨を本件補正依頼に記載していることが認められる。上記経緯に加えて、本件提出書面の記載内容を踏まえて検討すれば、苦情申出人が開示を求める保有個人情報を特定することができなかったとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件対象個人情報について、青森地方裁判所において開示を求める保有個人情報を特定することができないと判断したことは相当であると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報について開示を求める保有個人情報を特定することができなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子